

平成26年度における競争的資金の不正な使用に関して返還命令及び応募制限措置等を行った事例（平成27年3月31日現在）

## ○科学研究費助成事業

・平成26年度

| 研究機関名  | 不正な使用の概要   | 文部科学省等の対応   |
|--------|--|---|
| 北海道大学  | 平成16年度～平成23年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。 | ○補助金の返還命令<br>平成26年9月3日（本省）<br>663万円<br>平成26年12月5日（学振）<br>2,724万円<br>（返還命令総額 3,387万円）<br><br>○応募資格の停止<br>4年： 8人（ 8人）<br>3年： 1人（ 1人）<br>2年： 3人（ 3人）                         |
| 東京工業大学 | 平成19年度、平成20年度及び平成22年度～平成24年度の科学研究費補助金又は学術研究助成基金助成金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた。<br>また、預け金の一部を研究室の同窓会の経費に充てるなど私的に使用していた              | ○補助金の返還命令<br>平成27年3月19日（本省）<br>50万円<br>平成27年3月24日（学振）<br>565万円<br>【福岡歯科大学分】（※4）<br>平成27年3月24日（学振）<br>37万円<br>（返還命令総額 652万円）<br><br>○応募資格の停止<br>5年： 1人（ 1人）<br>2年： 1人（ 0人） |
| 京都大学   | 平成16年度～平成18年度の科学研究費補助金において、謝金や旅費の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金や旅費を回収し、研究室でプール金として管理していた。<br>また、プール金の一部を研究室の懇親会費とするなど私的に使用していた。  | ○補助金の返還命令<br>平成27年2月18日（学振）<br>97万円<br><br>○応募資格の停止<br>5年： 1人（ 1人）  |
| 大阪市立大学 | 平成24年度の学術研究助成基金助成金において、学生に虚偽の出勤簿を作成させ、同大学に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを研究室にプールしていた。  | ○補助金の返還命令<br>平成27年3月31日（学振）<br>20万円<br><br>○応募資格の停止<br>1年： 1人（ 1人）  |
| 大阪府立大学 | 平成21年度及び平成22年度の科学研究費補助金において、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させたり、委託費の支払いに充てていた。   | ○補助金の返還命令<br>平成26年12月3日（本省）<br>55万円<br>平成27年2月18日（学振）<br>1万円<br>【慶應義塾大学分】（※4）<br>平成26年12月3日（学振）<br>30万円<br>（返還命令総額 86万円）  |

|            |   |  |
|------------|---|--|
|            |   | ○応募資格の停止<br>4年： 1人（ 1人）  |
| 上智大学       | 平成15年度～平成19年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。  | ○補助金の返還命令<br>平成26年11月5日（本省）<br>69万円<br>平成27年2月18日（学振）<br>28万円<br>【九州大学分】（※4）<br>平成26年11月5日（本省）<br>337万円<br>（返還命令総額 434万円）<br><br>○応募資格の停止<br>2年： 1人（ 1人） |
| 武蔵大学       | 平成25年度及び平成26年度の学術研究助成基金助成金において、同大学に実態の伴わない虚偽の出張報告書を申告し、不正に旅費の支給を受けていた。  | ○補助金の返還命令<br>平成27年3月31日（学振）<br>17万円<br><br>○応募資格の停止<br>2年： 1人（ 1人）   |
| 武蔵野大学      | 平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。         | ○補助金の返還命令<br>平成27年2月18日（学振）<br>5万円<br><br>○応募資格の停止<br>厳重注意： 1人   |
| 秋田工業高等専門学校 | 平成21年度の科学研究費補助金において、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させた。   | ○補助金の返還命令<br>【北海道大学分】（※4）<br>平成27年3月31日（学振）<br>2千円<br><br>○応募資格の停止<br>厳重注意： 1人   |
| 東京工業高等専門学校 | 平成16年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。     | ○補助金の返還命令<br>【福井工業高等専門学校分】（※4）<br>平成27年2月18日（学振）<br>1万円<br><br>○応募資格の停止<br>2年： 1人（ 1人）<br>1年： 1人（ 0人）  |
| 東京工業高等専門学校 | 平成18年度及び平成19年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 | ○補助金の返還命令<br>平成26年9月16日（本省）<br>93万円<br><br>○応募資格の停止<br>4年： 1人（ 1人）   |
| 東京慈恵会医科大学  | 平成16年度～平成25年度の科学研究費補助金又は学術研究助成基金助成金において、別の研究者の名義での応募や、応募書類に虚偽の記載等を行い、交付を受けていた。<br>また、交付された科研費を補助事業以外の研究に使用していた。         | ○補助金の返還命令<br>平成27年3月24日（本省）<br>3,922万円<br>平成27年3月31日（学振）<br>3,107万円<br>（返還命令総額 7,029万円）<br><br>○応募資格の停止<br>5年： 11人（ 11人）<br>2年： 1人（ 0人）                  |

戦略的創造研究推進事業

・平成26年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要   | 文部科学省等の対応  |
|-------|--|--|
| 北海道大学 | 平成16年度～平成22年度の大学への委託研究費において、架空請求と預け金、品名替え（会計書類の書き換え）により研究費の不適正な使用を行っていた。また、JSTが直接執行した平成17年度～平成19年度の研究費においても、架空請求と預け金による不適正な使用を行っていた。なお、預け金については、取引業者に管理させ、翌年度以降に他の研究用消耗品等に充てていた。 | ○委託費の返還命令<br>平成27年3月12日（JST）<br>313万円<br><br>○応募資格の停止<br>4年： 1人（ 1人）<br>3年： 3人（ 3人）<br><br>○取引停止<br>A社： 3ヶ月<br>B社： 3ヶ月 |

○国家課題対応型研究開発推進事業

・平成26年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要   | 文部科学省等の対応  |
|-------|--|--|
| 北海道大学 | 平成17年度～平成19年度及び平成21年度の新興・再興感染症研究拠点形成プログラム並びに平成22年度の感染症研究国際ネットワーク推進プログラムにおいて、架空発注により消耗品費等を購入したように装い、同大学から研究費を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じて大学に保管された納品伝票とは異なる研究用品等の購入に充てていた。<br>また、平成18年度及び平成21年度の原子力システム研究開発事業において、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、同大学から研究費を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、当該代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる研究用物品等を納品させたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。 | ○委託費の返還命令<br>平成26年10月10日<br>600万円<br><br>○応募資格の停止<br>4年： 2人（ 2人）<br><br>【京都大学分】（※4）<br>○委託費の返還命令<br>平成26年8月1日<br>204万円 |

○科学技術振興調整費

・平成26年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要   | 文部科学省等の対応  |
|-------|--|--|
| 北海道大学 | 平成18年度～平成22年度の科学技術振興調整費において、架空取引により消耗品等を購入したように装い、預け金を行い業者に管理させ、別の消耗品等の購入に充てていた。また、虚偽の納品書と請求書により、消耗品等を購入したように装い、研究に使用する機器等の購入に充てていた。 | ○返還命令<br>平成26年11月25日<br>平成27年 1月16日<br>平成27年 1月21日<br>881万円<br><br>○応募資格の停止<br>4年： 3人（ 3人）<br>3年： 1人（ 1人）<br>2年： 1人（ 1人） |

○21世紀COEプログラム

・平成26年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要  | 文部科学省等の対応  |
|-------|---|--|
| 北海道大学 | 平成16年度～平成18年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、預け金とし、業者に管理させていた。 | ○補助金の返還命令<br>平成26年9月1日<br>94万円<br>○応募資格の停止<br>3年： 3人（ 3人）  |
| 京都大学  | 平成17年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、学生に実態を伴わない謝金を指示し、還流行為によりプールし使用していた。  | ○補助金の返還命令<br>平成27年2月20日<br>44万円<br>○応募資格の停止<br>3年： 1人（ 1人） |

○地域イノベーション創出総合支援事業

・平成26年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要   | 文部科学省等の対応   |
|-------|--|---|
| 北海道大学 | 平成17年度～平成21年度の大学への委託研究費において、架空請求と預け金、品名替え（会計書類の書き換え）により研究費の不適正な使用を行っていた。また、JSTが直接執行した平成17年度～平成19年度の研究費においても、架空請求と預け金による不適正な使用を行っていた。なお、預け金については、取引業者に管理させ、翌年度以降に他の研究用消耗品等に充てていた。 | ○委託費の返還命令<br>平成27年3月12日（JST）<br>591万円<br>○応募資格の停止<br>4年： 3人（ 3人）<br>3年： 4人（ 4人）<br>2年： 1人（ 1人）<br>○取引停止<br>A社： 3ヶ月<br>C社： 2ヶ月 |

○重点地域研究開発推進事業

・平成26年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要  | 文部科学省等の対応  |
|-------|---|--|
| 北海道大学 | 平成17年度の大学への委託研究費において、架空請求と預け金、品名替え（会計書類の書き換え）により研究費の不適正な使用を行っていた。なお、預け金については、取引業者に管理させ、翌年度以降に他の研究用消耗品等に充てていた。 | ○委託費の返還命令<br>平成27年3月12日（JST）<br>105万円<br>○応募資格の停止<br>4年： 1人（ 1人） |

○先端計測分析技術・機器開発事業

・平成26年度

| 研究機関名  | 不正な使用の概要   | 文部科学省等の対応  |
|--------|--|--|
| 北海道大学  | 平成16年度～平成17年度の大学への委託研究費において、架空請求と預け金、品名替え（会計書類の書き換え）により研究費の不適正な使用を行っていた。なお、預け金については、取引業者に管理させ、翌年度以降に他の研究用消耗品等に充てていた。 | ○委託費の返還命令<br>平成27年3月12日（JST）<br>421万円<br><br>○応募資格の停止<br>4年： 1人（ 1人） |
| 東京工業大学 | 平成20年度～平成22年度の大学への委託研究費において、架空請求と預け金により研究費の不適正な使用を行っていた。   | ○委託費の返還命令<br>平成27年3月20日（JST）<br>151万円<br><br>○応募資格の停止<br>5年： 1人（ 1人） |

○産学官連携イノベーション創出事業

・平成26年度

| 研究機関名 | 不正な使用の概要   | 文部科学省等の対応   |
|-------|--|---|
| 北海道大学 | 平成16年度産学官連携イノベーション創出事業において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。 | ○補助金の返還命令<br>平成26年12月1日<br>197万円<br><br>○応募資格の停止<br>4年： 1人（ 1人） |

○最先端・次世代研究開発支援プログラム

・平成26年度

| 研究機関名  | 不正な使用の概要  | 文部科学省等の対応   |
|--------|---|---|
| 大阪府立大学 | 平成22年度及び平成23年度の最先端・次世代研究開発支援プログラムにおいて、業者に虚偽の書類を作成させ消耗品を購入したように装い、実際には研究作業をさせるための経費に充てていた。 | ○補助金の返還命令<br>平成27年1月26日<br>496万円<br><br>○応募資格の停止<br>4年： 1人（ 1人） |

- ※1 各事案は返還命令を行った年度で整理している。また、各事案における制度名は不正使用が行われた当時の制度名である。
- ※2 返還命令の金額は、不正に使用された金額のみを記載しているため、不正に使用された直接経費の30%に相当する間接経費も合わせて返還を命じているなどの場合は実際の返還命令の金額と一致しない。
- ※3 「応募資格の停止」における括弧内の人数は、応募資格（申請等資格）制限の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する全ての競争的資金への一斉適用の対象人数を示す。また、複数の制度において不正使用を行った場合は、各制度が決定した停止期間のうち最も長い停止期間を適用している。
- ※4 【 】内の研究機関は、不正使用が行われた研究機関ではない。当該研究機関は、不正使用が行われた研究機関（「研究機関名」欄に記載の研究機関）が分担機関（研究分担者の所属する研究機関）となっている補助事業等の代表機関（研究代表者の所属する研究機関）であり、補助金等の返還命令が代表機関（研究代表者）に対して行われたことから、上記のとおり表記している。